

第28表 令和5年度 地域別最低賃金の改正状況

(単位：円)

都道府県名	最低賃金額 (時間額)	引上げ額	改正発効日
北海道	960〔920〕	+40	令和5年10月1日
青森	898〔853〕	+45	令和5年10月7日
岩手	893〔854〕	+39	令和5年10月4日
宮城	923〔883〕	+40	令和5年10月1日
秋田	897〔853〕	+44	令和5年10月1日
山形	900〔854〕	+46	令和5年10月14日
福島	900〔858〕	+42	令和5年10月1日
茨城	953〔911〕	+42	令和5年10月1日
栃木	954〔913〕	+41	令和5年10月1日
群馬	935〔895〕	+40	令和5年10月5日
埼玉県	1,028〔987〕	+41	令和5年10月1日
千葉県	1,026〔984〕	+42	令和5年10月1日
東京都	1,113〔1,072〕	+41	令和5年10月1日
神奈川県	1,112〔1,071〕	+41	令和5年10月1日
新潟県	931〔890〕	+41	令和5年10月1日
富山県	948〔908〕	+40	令和5年10月1日
石川県	933〔891〕	+42	令和5年10月8日
福井県	931〔888〕	+43	令和5年10月1日
山梨県	938〔898〕	+40	令和5年10月1日
長野県	948〔908〕	+40	令和5年10月1日
岐阜県	950〔910〕	+40	令和5年10月1日
静岡県	984〔944〕	+40	令和5年10月1日
愛知県	1,027〔986〕	+41	令和5年10月1日
三重県	973〔933〕	+40	令和5年10月1日
滋賀県	967〔927〕	+40	令和5年10月1日
京都府	1,008〔968〕	+40	令和5年10月6日
大阪府	1,064〔1,023〕	+41	令和5年10月1日
兵庫県	1,001〔960〕	+41	令和5年10月1日
奈良県	936〔896〕	+40	令和5年10月1日
和歌山県	929〔889〕	+40	令和5年10月1日
鳥取県	900〔854〕	+46	令和5年10月5日
島根県	904〔857〕	+47	令和5年10月6日
岡山県	932〔892〕	+40	令和5年10月1日
広島県	970〔930〕	+40	令和5年10月1日
山口県	928〔888〕	+40	令和5年10月1日
徳島県	896〔855〕	+41	令和5年10月1日
香川県	918〔878〕	+40	令和5年10月1日
愛媛県	897〔853〕	+44	令和5年10月6日
高知県	897〔853〕	+44	令和5年10月8日
福岡県	941〔900〕	+41	令和5年10月6日
佐賀県	900〔853〕	+47	令和5年10月14日
長崎県	898〔853〕	+45	令和5年10月13日
熊本県	898〔853〕	+45	令和5年10月8日
大分県	899〔854〕	+45	令和5年10月6日
宮崎県	897〔853〕	+44	令和5年10月6日
鹿児島県	897〔853〕	+44	令和5年10月6日
沖縄県	896〔853〕	+43	令和5年10月8日

(注) [] 内は、改正前の最低賃金額 (時間額)